

令和6年度 北上市農作業労賃標準額表

今年度の農作業労賃標準額を次のとおり定めました。「頼む人」「頼まれる人」がお互いに理解しあい、安定した農業経営ができますようご協力をお願いします。

◎ この標準額は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの適用です。

● 人力の部

作 業 名	標 準 額 (円)	8時間を超える分からの1時間当たりの額 (円)
人力作業(水田・畑)	7,500	1,180
果樹剪定作業	11,200	1,750
オペレーター	11,200	1,750

※ 留意事項

- 1 この標準額は、実働8時間、賄いなしを基準としています。
- 2 岩手県最低賃金が改定された場合は、標準額を最低賃金以上の額としてください。

● 機械の部

作 業 名	単 位	税抜標準額 (円)	税込標準額 (10%) (円)	摘 要	
耕 起	10a	4,500	4,950	50a区画以上	トラクターの タッチメントは 当事者間で調整 してください
	10a	4,900	5,390	10a区画以上 50a区画未満	
	10a	5,500	6,050	10a区画未満	
代 か き	10a	5,800	6,380	50a区画以上	
	10a	6,000	6,600	10a区画以上50a区画未満	
	10a	6,500	7,150	10a区画未満	
田 植	10a	5,800	6,380	50a区画以上	薬剤同時散布 は、薬剤1種類 につき300円 (税抜)加算
	10a	6,100	6,710	50a区画未満	
側条施肥田植	10a	6,800	7,480	50a区画以上(肥料代含まず)	
	10a	7,100	7,810	50a区画未満(肥料代含まず)	
苗 代	1箱	740	814	種籾代を含む	
苗 運 搬	1箱	70	77	育苗ハウスから圃場まで	
防 除	10a	1,300	1,430	動力散布、ブームスプレーヤ、 スピードスプレーヤ、無人ヘリ、 ドローン(薬剤代含まず)	
肥 料 散 布	10a	840	924	ブロードキャスター散布 基準60kg 動力散布(追肥) 基準10kg	
堆 肥 散 布	10a	4,300	4,730	マニアスプレッター散布 基準2t(堆肥代含まず)	
溝 切 り	10a	3,200	3,520	水田の中干し用(10条に1本を基本)	

作業名	単位	税抜標準額 (円)	税込標準額 (10%) (円)	摘要	
溝掘り	1m	50	55	転作田の畑地化 (PTO式、自走式)	
コンバイン	水稻	10a	16,000	17,600	50a区画以上
		10a	16,700	18,370	10a以上50a区画未満
		10a	17,000	18,700	10a区画未満
	麦	10a	13,200	14,520	穀物運搬費用含まず
	大豆	10a	13,100	14,410	穀物運搬費用含まず
粃乾燥	玄米30kg	500	550	水分20%未満	クズ米を含む
	玄米30kg	680	748	水分20%以上25%未満	
	玄米30kg	790	869	水分25%以上	
調製 (粃摺) 包装		玄米30kg	440	484	紙袋代含まず クズ米を含む
色選	調整・包装含み	玄米30kg	710	781	紙袋代含まず クズ米を含む
	色彩選別のみ	玄米30kg	340	374	クズ米を含む
粃運搬		10a	2,100	2,310	
畦畔刈り		1時間	1,800	1,980	
畦畔塗り		1m	50	55	片面
牧草作業	刈取	10a	2,000	2,200	ディスクモア
	反転	10a	900	990	
	集草	10a	1,100	1,210	
	ロールバーラー	100cm	1,200	1,320	
	ラッピング	100cm	1,500	1,650	二重巻 フィルム代含まず

※ 留意事項

この標準額は、あくまでも「目安の額」です。

次の場合は、当事者間で話し合いしたうえで適宜調整してください。

- 燃料費及びそれに起因する電気料については標準額に含まれていますが、燃料費等が著しく高騰して農作業の実態と標準額が合わなくなった場合
- 圃場条件 (排水不良・不整形地・法面形状・斜度等) や作物の倒伏などの作業条件により、作業が困難な場合
- 農業機械の移動費用や、麦・大豆の穀物運搬費用 (移動距離を考慮のうえ)
- この表に記載のない作業 など

◎ 農地の賃借料情報について

令和5年1月から令和5年12月までに締結 (公告) された市内の田 (水稻) の賃借料 (平均額、最高額、最低額 / 10aあたり) の情報は、市のホームページや農業委員会の窓口で公表しています。

◎ 農地の相続等の届出について

相続などで農地の権利を取得した場合、その農地の所在する農業委員会に届出が必要です。相続した方が自分で耕作できない場合、農地の管理についての相談や借り手を探すなどのお手伝いをします。

農地の貸し借り、転用等は農業委員会の許可が必要です。

農地に関することは、お近くの農業委員または農地利用最適化推進委員へご相談ください。

北上市芳町 1-1 北上市農業委員会
 ・農地係 72-8246 (直通) ・総務係 72-8247 (直通)